

福岡市公報

令和4年6月23日 第6875号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目次—	ページ
規 則	
○福岡市興行場法施行細則の一部改正(第77号)	2
○福岡市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正(第78号)	2
○福岡市都市景観条例施行規則の一部改正(第79号)	3
○福岡市屋外広告物条例施行規則の一部改正(第80号)	3
告 示	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始(第186号)	4
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始(第187号)	4
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始(第188号)	5
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始(第189号)	5
○公共下水道の供用及び流域下水道の終末処理場による下水の処理の開始(第190号)	6
○分流化区域の指定(第191号)	7
○放置自転車の移動及び保管(第192号)	7
○都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度に関する告示の一部改正(第193号)	18
公 告	
○一般競争入札の実施(第154号)	19
○開発行為に関する工事の完了(第155号)	19
○指定認定事務支援法人の指定(第156号)	20
水 道 局	
○指定給水装置工事事業者の指定(公告第28号)	20

○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の廃止（公告第29号）……………21

○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の休止（公告第30号）……………21

規 則

福岡市興行場法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和4年6月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第77号

福岡市興行場法施行細則の一部を改正する規則

福岡市興行場法施行細則（昭和59年福岡市規則第98号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（衛生措置の基準）

第6条の2 条例第6条第1号イに規定する清掃は、次の各号に掲げる構造設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行う。

(1) 観覧室等（条例第2条第2号に規定する観覧室等をいう。 利用の都度、清掃すること。

(2) 前号以外の構造設備 適宜汚れの状況を確認し、必要に応じ清掃すること。

2 条例第6条第1号ウに規定する害虫、ねずみ等の発生の防止及び駆除は、害虫、ねずみ等の生息状況について適宜調査を実施し、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じることにより行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和4年6月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第78号

福岡市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成16年福岡市規則第131号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「（公示事項等）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第16条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
第13条に次の1項を加える。

- 2 条例第16条第2項に規定する規則で定める方法は、インターネットの利用その他の方法とする。

別記様式第1号及び様式第2号中「㊟」及び「※届出者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。」を削る。

別記様式第8号中「㊟」及び「※申請者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和4年6月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第79号

福岡市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市都市景観条例施行規則（昭和62年福岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第14条中「様式第10号」を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式」に改める。

別記様式第10号を次のように改める。

様式第10号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和4年6月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第80号

福岡市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市屋外広告物条例施行規則（昭和47年福岡市規則第113号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第14条中「別記様式第8号」を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式」に改める。

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号 削除

別記様式第8号を次のように改める。

様式第8号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

福岡市告示第186号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和4年6月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和4年6月24日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市東区和白東三丁目の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市東区塩浜三丁目2500番地
福岡市和白水処理センター

福岡市告示第187号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和4年6月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和4年6月24日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市東区香椎駅東四丁目の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市東区松島六丁目16番1号
福岡市東部水処理センター

福岡市告示第188号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和4年6月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和4年6月24日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市早良区田村五丁目及び西入部四丁目の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市西区小戸二丁目5番1号
福岡市西部水処理センター

福岡市告示第189号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和4年6月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和4年6月24日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市西区今津の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市西区大字田尻2149番地
福岡市新西部水処理センター

福岡市告示第190号

公共下水道の供用を開始し、及び流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始されるので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和4年6月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和4年6月24日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市博多区月隈六丁目の一部
福岡市南区若久一丁目の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市博多区那珂四丁目5番1号
福岡県御笠川浄化センター

福岡市告示第191号

福岡市下水道条例第4条の2第1項の規定に基づき、分流化区域を指定するので、同条第2項の規定により次のように告示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和4年6月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 分流式の排水設備を接続することができる公共下水道の供用を開始すべき年月日
令和4年6月24日
- 2 分流化区域の位置
福岡市中央区大名一丁目、今泉一丁目及び今泉二丁目の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。

福岡市告示第192号

福岡市自転車の放置防止に関する条例第10条第2項及び第11条第2項の規定に基づき、自転車を移動し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年6月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 自転車が放置されていた場所、移動し、保管した年月日、移動し、保管した自転車の台数、保管及び返還を行う場所並びに問合せ先
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間等
 - (1) 榎田自転車保管所
月曜日から金曜日まで 午前11時から午後7時まで
日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 午後1時から午後5時まで
12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。
 - (2) 那の津自転車保管所
月曜日から金曜日まで 午前11時から午後10時まで
日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 午後1時から午後10時まで
12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。
 - (3) その他の自転車保管所
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

土曜日 午後1時から午後5時まで

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まででは、返還事務を行わない。

3 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとする者は、その氏名及び住所並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

4 その他

この告示に係る自転車で、この告示の日から1か月経過後においても利用者等の引取りがないものは、本市において売却、廃棄等の処分を行う。

別表

自転車放置された場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した自転車の台数	保管及び返還を行う場所	問合せ先
JR九州香椎駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和4年5月17日	5台	東区箱崎七丁目7番 貝塚自転車保管所	東区箱崎二丁目54番1号 東区役所地域整備部維持管理課 電話 645-1062
西鉄香椎宮前駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和4年5月17日	1		
千早駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和4年5月17日	3		
下原一丁目地内	令和4年5月16日	1		
香椎駅東一丁目地内	令和4年5月10日	1		
香椎駅前一丁目地内	令和4年5月16日	1		
名島四丁目地内	令和4年5月20日	1		
香椎浜ふ頭二丁目地内	令和4年5月20日	1		
水谷一丁目地内	令和4年5月27日	1		
青葉一丁目地内	令和4年5月18日	1		
土井一丁目地内	令和4年5月16日	1		
土井二丁目地内	令和4年5月23日	1		
若宮二丁目地内	令和4年5月27日	1		
松田三丁目地内	令和4年5月23日	2		
箱崎一丁目地内	令和4年5月23日	1		

箱崎三丁目地内	令和4年5月23日	1		
	令和4年5月27日	1		
箱崎五丁目地内	令和4年5月20日	1		
箱崎七丁目地内	令和4年5月6日	1		
馬出一丁目地内	令和4年5月19日	1		
J R九州南福岡駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	令和4年5月17日	3		
	令和4年5月26日	1		
西鉄雑餉隈駅周辺地区 自転車放置禁止区域	令和4年5月26日	2		
博多駅周辺地区自転車 放置禁止区域	令和4年5月3日	1		
	令和4年5月6日	1		
	令和4年5月9日	24		
	令和4年5月10日	5		
	令和4年5月11日	2		
	令和4年5月12日	7		
	令和4年5月16日	7		
	令和4年5月17日	10		
	令和4年5月18日	8		
	令和4年5月19日	9		
	令和4年5月20日	6		
	令和4年5月23日	11		
	令和4年5月24日	13		
	令和4年5月25日	11		
	令和4年5月26日	5		
	令和4年5月27日	7		
令和4年5月30日	5			
令和4年5月31日	12			

J R九州吉塚駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和4年5月12日	3	博多区豊一丁目10番 榎田自転車保管所	博多区博多駅前二丁目8番1号 博多区役所地域整備部自転車対策・生活環境課 電話 419-1071
	令和4年5月13日	1		
	令和4年5月16日	13		
	令和4年5月17日	2		
	令和4年5月18日	4		
	令和4年5月23日	1		
	令和4年5月24日	1		
	令和4年5月25日	1		
	令和4年5月31日	1		
地下鉄中洲川端駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和4年5月6日	6		
	令和4年5月9日	3		
	令和4年5月10日	20		
	令和4年5月11日	5		
	令和4年5月19日	1		
	令和4年5月23日	7		
	令和4年5月25日	4		
	令和4年5月26日	8		
	令和4年5月27日	5		
J R九州竹下駅周辺地区自転車放置禁止区域(博多区管内)	令和4年5月6日	1		
	令和4年5月18日	3		
地下鉄祇園駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和4年5月9日	6		
	令和4年5月23日	2		
	令和4年5月27日	1		
	令和4年5月31日	7		
	令和4年5月9日	1		

地下鉄呉服町駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和4年5月19日	2
	令和4年5月20日	1
	令和4年5月25日	1
大井二丁目地内	令和4年5月30日	1
東平尾一丁目地内	令和4年5月30日	1
月隈一丁目地内	令和4年5月31日	1
月隈二丁目地内	令和4年5月30日	1
西月隈三丁目地内	令和4年5月11日	1
吉塚二丁目地内	令和4年5月24日	1
吉塚七丁目地内	令和4年5月27日	1
東比恵二丁目地内	令和4年5月2日	1
	令和4年5月31日	1
東比恵四丁目地内	令和4年5月24日	1
千代四丁目地内	令和4年5月6日	1
	令和4年5月16日	1
大博町地内	令和4年5月2日	1
下呉服町地内	令和4年5月2日	1
	令和4年5月27日	1
築港本町地内	令和4年5月6日	1
対馬小路地内	令和4年5月20日	1
	令和4年5月23日	1
	令和4年5月30日	1
博多駅前一丁目地内	令和4年5月17日	2
博多駅前三丁目地内	令和4年5月24日	1
	令和4年5月27日	2
博多駅東三丁目地内	令和4年5月20日	2
	令和4年5月24日	1

博多駅南二丁目地内	令和4年5月11日	3
	令和4年5月30日	1
博多駅南四丁目地内	令和4年5月16日	1
住吉二丁目地内	令和4年5月16日	1
住吉四丁目地内	令和4年5月11日	1
山王一丁目地内	令和4年5月23日	1
山王二丁目地内	令和4年5月23日	1
那珂六丁目地内	令和4年5月6日	2
諸岡二丁目地内	令和4年5月17日	1
地下鉄唐人町駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和4年5月9日	1
	令和4年5月23日	1
	令和4年5月26日	1
地下鉄天神駅・西鉄福岡駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和4年5月1日	7
	令和4年5月2日	3
	令和4年5月7日	5
	令和4年5月8日	8
	令和4年5月9日	3
	令和4年5月10日	13
	令和4年5月11日	8
	令和4年5月12日	9
	令和4年5月14日	4
	令和4年5月15日	5
	令和4年5月16日	7
	令和4年5月17日	3
	令和4年5月18日	11
令和4年5月19日	8	
令和4年5月21日	10	

	令和4年5月22日	11		
	令和4年5月23日	5		
	令和4年5月24日	4		
	令和4年5月25日	9		
	令和4年5月26日	11		
	令和4年5月28日	12		
	令和4年5月29日	3		
	令和4年5月31日	9		
西鉄薬院駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和4年5月7日	1	中央区那の津三丁目7番那の津自転車保管所	中央区大名二丁目5番31号 中央区役所地域整備部管理調整課 電話 718-1093
	令和4年5月11日	3		
	令和4年5月15日	2		
	令和4年5月18日	1		
	令和4年5月26日	3		
地下鉄大濠公園駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和4年5月30日	1		
地下鉄六本松駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和4年5月19日	11		
	令和4年5月24日	3		
地下鉄渡辺通駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和4年5月11日	3		
	令和4年5月20日	1		
	令和4年5月31日	4		
地下鉄赤坂駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和4年5月12日	6		
	令和4年5月16日	4		
	令和4年5月19日	4		
	令和4年5月23日	3		
	令和4年5月30日	3		
	令和4年5月12日	5		

地下鉄天神南駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和4年5月14日	3
	令和4年5月18日	1
	令和4年5月25日	2
	令和4年5月29日	2
西鉄平尾駅周辺地区自転車放置禁止区域（中央区管内）	令和4年5月23日	1
	令和4年5月24日	1
警固二丁目地内	令和4年5月9日	4
那の津二丁目地内	令和4年5月27日	1
長浜二丁目地内	令和4年5月27日	5
	令和4年5月30日	1
港一丁目地内	令和4年5月30日	1
港二丁目地内	令和4年5月9日	2
港三丁目地内	令和4年5月24日	1
舞鶴三丁目地内	令和4年5月27日	1
地行三丁目地内	令和4年5月23日	2
西鉄大橋駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和4年5月2日	2
	令和4年5月6日	3
	令和4年5月9日	1
	令和4年5月12日	1
	令和4年5月13日	1
	令和4年5月16日	3
	令和4年5月19日	2
	令和4年5月20日	1
	令和4年5月23日	4
	令和4年5月24日	1
令和4年5月27日	1	

西鉄井尻駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和4年5月2日	2	南区大楠二丁目18番 平尾自転車 保管所	南区塩原三丁目25番 1号 南区役所地域整備 部維持管理課 電話 559-5102
	令和4年5月9日	4		
	令和4年5月12日	1		
	令和4年5月16日	2		
	令和4年5月20日	1		
	令和4年5月26日	1		
J R九州笹原駅周辺地区自転車放置禁止区域 (南区管内)	令和4年5月24日	1		
西鉄高宮駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和4年5月6日	1		
	令和4年5月10日	2		
	令和4年5月12日	1		
	令和4年5月13日	2		
	令和4年5月17日	3		
	令和4年5月19日	1		
	令和4年5月20日	2		
	令和4年5月26日	1		
	令和4年5月30日	1		
令和4年5月31日	2			
西鉄平尾駅周辺地区自転車放置禁止区域 (南区管内)	令和4年5月30日	1		
J R九州竹下駅周辺地区自転車放置禁止区域 (南区管内)	令和4年5月23日	1		
大楠一丁目地内	令和4年5月6日	1		
玉川町地内	令和4年5月19日	1		
塩原四丁目地内	令和4年5月10日	1		
大橋三丁目地内	令和4年5月19日	1		

大橋四丁目地内	令和4年5月9日	1		
	令和4年5月27日	1		
井尻一丁目地内	令和4年5月19日	1		
井尻二丁目地内	令和4年5月30日	2		
井尻五丁目地内	令和4年5月26日	1		
弥永五丁目地内	令和4年5月26日	2		
向野一丁目地内	令和4年5月9日	1		
	令和4年5月26日	1		
	令和4年5月27日	1		
	令和4年5月30日	2		
野間二丁目地内	令和4年5月20日	1		
野間四丁目地内	令和4年5月16日	1		
老司二丁目地内	令和4年5月19日	1		
老司五丁目地内	令和4年5月2日	1		
大池一丁目地内	令和4年5月20日	1		
桧原四丁目地内	令和4年5月19日	1		
地下鉄七隈駅周辺地区 自転車放置禁止区域	令和4年5月13日	1	城南区鳥飼五 丁目21番 鳥飼自転車 保管所	城南区鳥飼六丁目1 番1号 城南区役所地域整 備部維持管理課 電話 833-4089
鳥飼六丁目地内	令和4年5月6日	1		
別府五丁目地内	令和4年5月2日	1		
荒江団地地内	令和4年5月23日	1		
田島一丁目地内	令和4年5月16日	1		
樋井川六丁目地内	令和4年5月2日	2		
西片江一丁目地内	令和4年5月6日	1		
地下鉄室見駅周辺地区 自転車放置禁止区域 (早良区管内)	令和4年5月12日	2		

地下鉄藤崎駅周辺地区 自転車放置禁止区域	令和4年5月12日	2	早良区祖原14番 西新自転車 保管所	早良区百道二丁目1番1号 早良区役所地域整備部生活環境課 電話 833-4342
	令和4年5月16日	1		
	令和4年5月25日	3		
地下鉄西新駅周辺地区 自転車放置禁止区域	令和4年5月11日	4		
	令和4年5月17日	5		
	令和4年5月25日	1		
	令和4年5月26日	2		
	令和4年5月30日	3		
地下鉄野芥駅周辺地区 自転車放置禁止区域 (早良区管内)	令和4年5月18日	1		
	令和4年5月19日	1		
地下鉄次郎丸駅周辺地区 自転車放置禁止区域	令和4年5月11日	2		
	令和4年5月12日	1		
昭代二丁目地内	令和4年5月2日	1		
百道一丁目地内	令和4年5月16日	1		
	令和4年5月31日	1		
室見一丁目地内	令和4年5月20日	1		
南庄一丁目地内	令和4年5月30日	1		
南庄二丁目地内	令和4年5月16日	1		
南庄三丁目地内	令和4年5月13日	2		
有田六丁目地内	令和4年5月6日	1		
田村二丁目地内	令和4年5月16日	1		
	令和4年5月27日	1		
東入部二丁目地内	令和4年5月30日	1		
地下鉄室見駅周辺地区 自転車放置禁止区域 (西区管内)	令和4年5月11日	4		

姪浜駅周辺地区自転車 放置禁止区域	令和4年5月11日	17	西区小戸四丁 目26番 姪浜自転車 保管所	西区内浜一丁目4番 1号 西区役所地域整備 部管理調整課 電話 895-7052
	令和4年5月17日	17		
J R九州九大学研都市 駅周辺地区自転車放置 禁止区域	令和4年5月11日	1		
	令和4年5月17日	1		
愛宕一丁目地内	令和4年5月11日	1		
姪の浜三丁目地内	令和4年5月11日	1		
姪の浜四丁目地内	令和4年5月11日	1		
姪の浜六丁目地内	令和4年5月11日	1		
下山門一丁目地内	令和4年5月11日	2		
下山門四丁目地内	令和4年5月11日	2		
上山門一丁目地内	令和4年5月11日	1		
上山門三丁目地内	令和4年5月11日	1		
拾六町四丁目地内	令和4年5月11日	1		
橋本二丁目地内	令和4年5月11日	1		
今宿青木地内	令和4年5月11日	1		
今津地内	令和4年5月11日	1		
	令和4年5月17日	1		
大字田尻地内	令和4年5月11日	2		

福岡市告示第193号

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度に関する告示（平成16年福岡市告示第26号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和4年6月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

題名中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

本文中「第52条第1項第6号」を「第52条第1項第8号」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

表中	建築基準法 第52条第1 項第6号の 規定により 定める数値 (容積率)	建築基準法 第53条第1 項第6号の 規定により 定める数値 (建ぺい率)	を	建築基準法 第52条第1 項第8号の 規定により 定める数値 (容積率)	建築基準法 第53条第1 項第6号の 規定により 定める数値 (建蔽率)	に改める。

備考第1項、第2項及び第4項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

公 告

福岡市公告第154号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和4年6月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
一般土木A	箱崎（筥松四丁目）地区下水道築造工事	総合評価方式

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

この公告の日から令和4年6月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第155号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年6月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市早良区重留六丁目1226番1及び1226番4から1226番15まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市城南区荒江一丁目28番18号
興永産業株式会社

福岡市公告第156号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令第1条第1項の規定に基づき、指定認定事務支援法人を指定したので、同令第5条の規定により次のように公示する。

令和4年6月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 法人の名称及び住所
特定非営利活動法人 福岡マンション管理組合連合会
福岡市中央区大名二丁目8番18号
一般社団法人 福岡県マンション管理士会
福岡市中央区白金一丁目1番3号
- 2 認定支援事務の種類
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の12第1項各号に掲げる事務
- 3 指定の年月日
令和4年6月8日

水 道 局

福岡市水道局公告第28号

水道法第16条の2第1項の規定に基づき、給水装置工事を適正に施行することができると思われる者を次のように指定したので、福岡市水道給水条例施行規程第10条第1項第1号の規定により公告する。

令和4年6月23日

福岡市水道事業管理者 坂 本 秀 和

指定番号	氏名又は名称	代表者等	住所	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
2100	株式会社 光商会	森田 尚美	糟屋郡宇美町 宇美中央一丁目10番10号	株式会社 光商会	糟屋郡宇美町 宇美中央一丁目10番10号	令和4年 6月1日

福岡市水道局公告第29号

指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出を受けたので、福岡市水道給水条例施行規程第10条第1項第2号の規定により次のように公告する。

令和4年6月23日

福岡市水道事業管理者 坂本秀和

指定番号	氏名又は名称	代表者等	住所	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
1805	株式会社 アール・イー	都理恵	福岡市南区若久五丁目35番21号	株式会社 アール・イー	福岡市南区若久五丁目35番21号	令和4年 4月19日

福岡市水道局公告第30号

指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の休止の届出を受けたので、福岡市水道給水条例施行規程第10条第1項第2号の規定により次のように公告する。

令和4年6月23日

福岡市水道事業管理者 坂本秀和

指定番号	氏名又は名称	代表者等	住所	事業所の名称	事業所の所在地	休止年月日
1748	ネオトラップ	高橋 弘	北九州市若松区西小石町11番8号	ネオトラップ	北九州市若松区西小石町11番8号	令和4年 6月1日

